

経済産業省

20260326保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について 別紙

改正案	現行
<p data-bbox="546 293 685 320">経済産業省</p> <p data-bbox="745 389 1104 416">20190308保局第5号</p> <p data-bbox="129 485 1104 563">「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を次のように定める。</p> <p data-bbox="181 632 461 659">平成31年3月15日</p> <p data-bbox="490 727 1021 754">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p data-bbox="181 823 1050 901">液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p data-bbox="129 970 1104 1048">「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。</p> <p data-bbox="226 1115 994 1142">附 則（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p data-bbox="129 1163 1104 1433"> 1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。 2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 </p>	<p data-bbox="1547 293 1686 320">経済産業省</p> <p data-bbox="1749 389 2107 416">20190308保局第5号</p> <p data-bbox="1133 485 2107 563">「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の<u>基準</u>について」を次のように定める。</p> <p data-bbox="1189 632 1469 659">平成31年3月15日</p> <p data-bbox="1496 727 2027 754">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p data-bbox="1189 823 2047 901">液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の<u>基準</u>について</p> <p data-bbox="1133 970 2107 1048">「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の<u>基準</u>について」を別紙のとおり制定する。</p> <p data-bbox="1227 1115 1995 1142">附 則（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p data-bbox="1133 1163 2107 1433"> 1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。 2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。 3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 </p>

に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成26年10月22日付20140901商局第3号)は平成31年4月30日をもって廃止する。

附則 (令和2年4月10日20200408保局第2号)
この規程は、公布の日から施行する。

附則 (令和4年7月15日20220525保局第1号)
(施行期日)

第一条 この規程は、令和4年7月15日から施行する。

(経過措置)

第二条 この通達の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について
2. 技術的能力について(4)⑤中(i)から(vi)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、(iv)の講習受講修了証とする。

附則 (令和5年3月31日20230324保局第1号)
(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 (令和5年12月15日20231212保局第2号)
(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。

附則 (令和6年12月17日20241209保局第3号)

に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成26年10月22日付20140901商局第3号)は平成31年4月30日をもって廃止する。

附則 (令和2年4月10日20200408保局第2号)
この規程は、公布の日から施行する。

附則 (令和4年7月15日20220525保局第1号)
(施行期日)

第一条 この規程は、令和4年7月15日から施行する。

(経過措置)

第二条 この通達の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について
2. 技術的能力について(4)⑤中(i)から(vi)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、(iv)の講習受講修了証とする。

附則 (令和5年3月31日20230324保局第1号)
(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 (令和5年12月15日20231212保局第2号)
(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。

附則 (令和6年12月17日20241209保局第3号)

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規程は、令和7年2月6日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和8年4月1日20260326保局第2号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規程は、令和7年2月6日から施行する。</p>
<p>別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について</p> <p>第3条(液化石油ガス器具等)及び第4条(特定液化石油ガス器具等)関係</p> <p>1. <u>別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」とは、ごとくを用いて調理するものの他、ごとくを用いず調理するもの(網焼き器、鉄板焼き器、たこ焼き器、おでん鍋、炊飯器、オーブン等)も含む。</u></p> <p>別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本産業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの</p> <p>「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外のものであり、かつ、当該容器に日本産業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。</p>	<p>別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について</p> <p>第3条(液化石油ガス器具等)及び第4条(特定液化石油ガス器具等)関係</p> <p>1.</p> <p>別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの</p> <p>「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格B__8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。</p>

2. ~7. [略]

2. ~7. [略]

別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈について

[新規]

第3条（液化石油ガス器具等の区分）関係

2以上の液化石油ガス器具等の機能を兼ねる液化石油ガス器具等の運用及び解釈について

2以上の液化石油ガス器具等の機能を兼ねる液化石油ガス器具等（以下「複合品」という。）にあっては、次のように取り扱う。

イ いわゆるアタッチメント方式であるときに係る事業の届出その他の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく手続きは、1の液化石油ガス器具等の区分に係る当該手続きをもって足りる。ただし、2以上の液化石油ガス器具等の機構が構造上独立しているときは、それぞれの液化石油ガス器具等の区分ごとに手続きを要することとする。

ロ イにいう「1の液化石油ガス器具等の区分」は、主たる用途であること又は液化石油ガス消費量が最大であることによることとし、これが困難であるときは、別表第1で定める順序が前である液化石油ガス器具等の区分とする。ただし、特定液化石油ガス器具等と特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等との複合品においては、当該特定液化石油ガス器具等の液化石油ガス器具等の区分とする。

第11条（技術上の基準）関係

2以上の機能を有する液化石油ガス器具等に係る技術上の基準の運用について

液化石油ガス器具等が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能について、別表第3に掲げる技術上の基準に適合するようにしなければならない。

経済産業省

20260326保局第2号

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20200623保局第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

別紙

改正案	現行
<p> <u>制定 20200623 保局第2号 令和2年 7月 8日</u> <u>改正 20210716 保局第3号 令和3年 8月 1日</u> <u>20211109 保局第2号 令和3年12月 1日</u> <u>20241209 保局第3号 令和7年 2月 6日</u> <u>20260326 保局第2号 令和8年 4月 1日</u> </p>	
<p> 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について </p>	<p> 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について </p>
<p> <u>本運用は、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</u> </p>	<p> <u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</u> </p>
<p> <u>液化石油ガス器具等が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る技術的内容を適用しなければならない。</u> </p>	<p>[新規]</p>

別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	<p>1～7 [略]</p> <p>8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>液化石油ガスの通路</u>が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>9～32 [略]</p>
携帯液化石油ガス用バーナー	<p>1～5 [略]</p> <p>6 1つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにあっては、点火した後に手を離れた時、液化石油ガスの<u>通路</u>が開いた状態を維持しないこと。</p> <p>7～13 [略]</p> <p>14 液化石油ガスの<u>通路</u>は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>15～26 [略]</p>

別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	<p>1～7 [略]</p> <p>8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造の<u>こんろ</u>（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>器具栓</u>が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>9～32 [略]</p>
携帯液化石油ガス用バーナー	<p>1～5 [略]</p> <p>6 1つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにあっては、点火した後に手を離れた時、液化石油ガスの<u>通路</u>が開いた状態を維持しないこと。</p> <p>7～13 [略]</p> <p>14 液化石油ガス通路は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>15～26 [略]</p>